

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織 体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図るとともに、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各部課室における平素の業務

町の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

部課室名	平素の業務
地域協働課	<ul style="list-style-type: none">・町国民保護協議会の運営に関する事。・町国民保護対策本部に関する事。・避難実施要領の策定に関する事。・物資及び資材の備蓄及び調達体制の整備（他課に属さないもの）に関する事。・関係機関（国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関）との連携体制の整備に関する事。・自主防災組織の支援に関する事。・研修、訓練及び啓発に関する事。・避難及び救援に関する体制整備に関する事。・県が指定する避難施設の情報提供に関する事。・生活関連施設の把握に関する事。・特殊標章等の交付及び管理に関する事。・防災行政無線等の情報通信手段の整備・運営に関する事。・非常通信体制の整備に関する事。（防災行政無線の維持管理）・安否情報の収集体制の整備に関する事。・情報収集・提供体制（他課等に属さないもの）に関する事。・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関する事。・国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事。
企画室	<ul style="list-style-type: none">・非常通信体制の整備（コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの）に関する事。・情報収集・提供体制の整備（コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関する事。
総務課	<ul style="list-style-type: none">・情報収集・提供体制の整備に関する事。・非常通信体制の整備に関する事。

財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備（固定電話・災害時優先電話の確保）に関すること。 ・非常通信体制の整備に関すること。 ・管理する施設の安全確保及び把握に関すること。
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・住民情報に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援体制の整備に関すること。 ・ボランティアとの連絡調整に関すること。 ・管理する避難施設（学校・幼稚園を除く）の安全確保及び把握に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
子育て介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・救援に関する医療関係団体との調整に関すること。 ・災害時要援護者支援体制の整備に関すること。 ・医療・医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・管理する施設の安全確保及び把握に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
環境美化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集・処理に関すること。 ・管理する施設の安全確保及び把握に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
経済観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び生活必需品の調達・供給に関すること。 ・管理する施設の安全確保及び把握に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所（大磯運動公園）の安全確保及び把握に関すること。 ・物資・資機材（建設資機材）の調達体制の整備に関すること。 ・所管する輸送施設（道路・橋梁）の安全確保及び把握に関すること。 ・所管する公共施設（道路・橋梁・公園等）の保全に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会との連絡調整に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
教育委員会 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における啓発に関すること。 ・避難施設（公立小・中学校）の安全確保及び把握に関すること。 ・児童生徒の保護・避難誘導に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
消防本部・署	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること。（救急 救助を含む。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関すること。 ・特殊標章等の交付及び管理に関すること。 ・住民に対する警報の伝達及び緊急通報の通知に関すること。 ・防災行政無線等の情報通信手段の整備・運営に関すること。 ・情報収集・提供体制の整備に関すること。
--	---

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

※ 選挙管理委員会事務局は、総務課に農業委員会事務局は、経済観光課に含む。

※ 生涯学習課には、郷土資料館、図書館を含む。

2 町における体制の整備

(1) 職員の迅速な確保

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び防災対策担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ア 消防本部における体制

消防本部は、平日の夜間及び休日の昼夜間においては、警報等の住民への防災行政無線による初動連絡及び防災対策担当主幹への連絡体制をとる。

また、平日の夜間及び休日の昼夜間において、住民からの武力攻撃災害等の通報又は電話等に対し、連絡の体制をとる。

(3) 町の体制及び職員の配備基準

町は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、配備体制を定める。

体 制	配 備 基 準
① 1号配備 準備体制	事態に対処するために必要な準備を開始するほか状況の把握、情報収集等の初動対応を主とする体制 本部事務局（防災・地域推進担当参事、防災対策担当主幹、担当） 総務部長、参事（政策推進・企画担当）、町民福祉部長、環境経済部長、都市整備部長、教育次長、議会事務局長、監査委員事務局長、企画室長、総務課長、財政課長、税務課長、町民課長、福祉課長、子育て介護課長、環境美化センター所長、経済観光課長、農業委員会事務局長、都市整備課長、まちづくり課長、下水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館館長、会計課長、議会事務局長代理及び前記所属の課長が指示した職員 （地震災害時の配備基準の職員動員数・1号配備）
② 2号配備 緊急事態警戒体制	1号配備体制を強化するとともに国民保護対策本部設置に準じた対策活動が遂行できる体制とする 1号配備の部課長等及び課長等が指示した職員 （地震災害時の配備基準の職員動員数・2号配備）
③ 3号配備 非常事態対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けた体制（町国民保護対策本部体制・国民保護措置を実施する体制） 全各部職員（地震災害時の配備基準の職員動員数・3号配備）

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	町の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	1号	
	町の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	2号	
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	1号
		町の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	2号
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	3号	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び防災対策担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び防災対策担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町長	助役	収入役	教育長

(6) 参集職員の所掌事務

町は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 災害対策本部室の機能確保

町は、町対策本部となる災害対策本部室（公室）について、国民保護措置を実施するうえで必要な機能を確保する。また、災害対策本部室の代替施設である保健センターについても必要な機能を確保する。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

消防本部は、別に定める参集基準により、初動体制を整備する。町は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進

消防団が、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、町は、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(3) 消防団の参集基準

消防団の参集基準は、消防計画の消防団活動計画に定めるところによる。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

町は、国民保護措置の実施に伴う国民の権利利益の救済について、迅速に処理するとともに、救済の手続きに関連する文書を適切に保存するために必要な事項について定める。

(1) 国民の権利利益の救済に係る体制整備

町は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、以下の手続項目ごとに、担当課を別に定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	業 務	備 考
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、大磯町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失

等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要であることから、連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、避難、救援等国民保護措置の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

(4) 関係機関の連絡先の把握

町は、資料編に掲げている関係機関の連絡先について、随時、情報の更新を行う。

2 国の機関との連携

(1) 防衛省・自衛隊との連携

町は、自衛隊による国民保護等派遣が円滑に行われるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(2) 指定地方行政機関との連携

町は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県との連携・調整の把握等

町は、国民保護措置の円滑に実施されるよう、県との密接な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の内容、運送の確保等、県と町の間で調整が必要な分野における連携に注意する。

(2) 県との情報共有

町は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 県の国民保護計画との整合性の確保

町長は、県知事との国民保護計画の協議を通じて、県の実施する国民保護措置と町の実施する国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話、FAX、Eメール等）について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県との必要な連携を図る。

(5) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資器材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

町は、町の区域内にある指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図る。とともに、指定公共機関、指定地方公共の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 町は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

イ 町は、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置への協力、資機材や食糧等の備蓄など企業に要請する。

ウ 町は、市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう県と協力し、連携体制の確保に努める。

【防災関係機関との協定一覧】

協 定 名 称	協 定 の 内 容	協 定 先
災害時における応急給水活動の協力に関する協定	飲料水の供給	西湘管工事業協同組合
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	生活必需物資の供給	ヤオマサ他4件
災害時における大磯郵便局、大磯町間の協力に関する覚書	情報収集及びパトロール	大磯郵便局
災害時におけるLPG（液化石油ガス）の調達に関する協定	LPGの供給	(社)エルピーガス協会湘南支部平塚中郡部会
災害時における燃料調達に関する協定	燃料の供給	神奈川県石油協同組合湘南支部
災害時における米穀調達に関する協定	米の供給	神奈川県米穀小売組合湘南支部
災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定	輸送車両の供給	(社)神奈川県トラック協会平塚支部
災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定	応急復旧工事の協力	大磯建設協会
災害時における広報活動の協力に関する協定	災害時緊急放送の協力	湘南ケーブルネットワーク(株)・(株)湘南平塚コミュニティ放送

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等の活性化の推進

町は、県と連携し、自主防災組織、自治・町内会等のリーダーに対する研修を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図る。

(2) 施設及び設備の整備等

町は、自主防災組織、消防団等が行う、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るように努めるとともに、国民保護措置についての訓練の実施の促進を図る。

(3) ボランティア活動に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動に対する支援を行うとともに、環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 町における通信体制の整備

町は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置の実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。

町は、通信網の整備にあたっては、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上有線系、防災行政無線（固定系・移動系）、MCA無線、衛星系による伝送路の多ルート化等）関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を併せて図る。

2 実践的な通信訓練の実施

町は、武力攻撃災害により通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常時の通信体制の確保

(1) 町は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。

(2) 町は、無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集 提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、町は、高齢者、障害者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

町は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう情報セキュリティに留意しながらデータベース（コンピュータでの情報集積）化等に努める。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の多重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や通信事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時において、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な整備を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図り、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるよう体制の構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要援護者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報伝達体制の整備

町長は、県知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定める。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築する。

また、町は、警報を通知すべき関係機関について、その連絡先、連絡方法をあらかじめ定める。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、防災行政無線の整備にあたってはデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町長は、県知事から警報の通知を受けたときに、警報の伝達を行う学校、病院、駅、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(4) 関係機関との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行えるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には海上保安本部）をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

町は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 民間事業者との協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待できる民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主導的に実施できるよう、協力体制を推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否

情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という）に規定する安否情報報告書により、県知事に報告する。

【収集 報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 居所
 - ⑧ 負傷又は疾病の状況
 - ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）
- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑪ 死体の所在

(2) 安否情報の収集、整理及び提供のための体制整備

町は、安否情報の収集、整理、報告及び提供を可能とするための体制をあらかじめ整備する。また、職員に対し、必要な研修・訓練を行うとともに県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法 収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が円滑に実施できるよう、保有する資料等に基づき学校、駅、病院等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、必要な準備をする。

4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 被災情報収集のための体制整備

町は、被災情報を収集又は整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備を図る。

(2) 被災情報報告のための準備

町は、収集した被災情報を火災・災害等即報要領により速やかに報告することができるよう、必要な準備をする。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
大 磯 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を実施するとともに、県と連携し、消防団員及び自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置についての研修を行う。

(1) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国 県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイトeラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(2) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、国、県、近隣市町村等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 大磯町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び大磯町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、社会福祉協議会、民生委員、自治・町内会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に

反映する。

エ 町は、自治・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

町は、武力攻撃事態等における住民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処に必要な基礎的資料の準備、その他、平素からの備えに関して必要な事項を定める。

1 避難に関する基本的事項

町は、避難住民の誘導、救援に関する措置を迅速かつ適切に実施できるよう、次に掲げるもののほか必要な資料を準備し、随時、更新を行う。

【大磯町対策本部において集約 整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面以上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関、消防団のリスト
(※ 消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 災害時要援護者の避難支援プラン

2 避難及び救援に関する調整

(1) 近隣市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備え、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等についてあらかじめ調整を図り緊密な連携を確保する。

(2) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等で、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している災害時要援護者マニュアルを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(3) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携協力の関係を構築しておく。

(4) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、意見交換、避難訓練等を通じて、対応を確認する。

3 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成に努める。

この場合において、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者等で、自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

また、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、伝達方法等を定めておく。

4 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、町の行う救援の活動内容について、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

5 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携し、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該市町村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施

設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握

町は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携して本町区域に係る運送経路についてあらかじめ把握する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等（鉄道、定期 路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点 終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

6 避難施設の指定への協力

(1) 県に対する情報提供

町は、県が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を提供するなど県に協力する。

(2) 情報の共有及び住民周知

町は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

7 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

町は、次に掲げる生活関連等施設のうち、本町区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じ、又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日 閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	備考
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	
	2 号	ガス工作物	経済産業省	
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	

	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高压ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	文部科学省 経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

2 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応を参考にし、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 生活基盤の確保に関する平素からの備え

町は、武力攻撃事態等において、住民の安全な生活基盤を確保するため、平素からライフライン施設の機能確保について定める。

ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する下水道、道路等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

町は、武力攻撃事態等において、住民の避難や避難住民の救援を実施する際に必要となる物資及び資機材の備蓄について定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

町は、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄・調達体制の整備について、県と密接な連携の下で対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の内容

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、町は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

(2) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(3) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(4) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会及び文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の大磯町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、武力攻撃事態等等において住民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。